**World Sailing試行規則**

**DR21-04 付則UF アンパイア制フリート・レース**

*2025年2月版*

*World Sailingは、規定20.3(d)(ii)に基づき、試行規則として付則UFの使用を承認する。その承認は以下の条件で適用される。*

*1. 付則UFは、特定の大会または特定の大会シリーズのために、本付則によって許可されたとおりに変更して使用される。その付則は大会に因んで名付ける。例えば、TP52スーパー・シリーズでは、その版を「アンパイア制フリート・レース TP52スーパー・シリーズ版」とするのがよい。*

*2. UF1では、規則は、用意された選択肢の中から選択することによってのみ変更される。UF1には、通常は規則86.1により、大会のために変更することが禁止されている規則を含んでいる。ただし、本付則が用いられる場合、UF1にある選択肢が適用され、選択肢の文言が変更されていない場合に限り、それらの規則の変更は許可される。*

*3. UF2からUF5に示す推奨される記述は、規則86.1によって許可される場合にのみ変更される。これは、マーカーで塗られた文言を、その大会に係る詳細な記述に置き換えることも含む。*

*4. 選択されなかった選択肢、およびマーカーで塗られた指示（訳注：黄色の部分）は、当該付則から削除すること。*

*5. 主催団体は、フリート・サイズの上限、および艇数に対するアンパイア船の比率の上限を、付則の前文に含めて記載しなければならない。フリート・サイズがちょうど上限を上回ったり、または上限に収まったりするかもしれないような大会では、付則UFまたはアンパイア・オブザーブ制のいずれかを使用すると、レース公示（NoR）に追記することが推奨される。アンパイア・オブザーブ制を実施するための標準的な文言については、www.sailing.org/racingrules から入手することができる。*

*この試行規則の使用後、以下の質問に回答し、それらをrules@sailing.orgまで送付されたい。*

*・大会名*

*・開催日*

*・チーフ・アンパイア名*

*・クラス名*

*・レース毎の参加艇数*

*・アンパイア船数*

*・アンパイア数*

*・アンパイアの判定数（概数でも可）*

*・レース後行われた審問数*

*・付則の文章に関わる問題点*

*・追加要望*

*・付則UFについてのその他のコメント*

*・大会に使用した付則UFの添付*

**使用上の注意：**

*アンパイアが規則28違反に対してペナルティーを課さない場合、水色の部分すべてを削除すること。*

***このページは大会向けに発行される付則UFの版から削除すること。***

**付則UF**

アンパイア制フリート・レース

[大会名を記入する]版

*2025年2月版*

*アンパイア制フリート・レースは、本付則によって変更された*『セーリング競技規則』*に基づいて行われなければならない。レースはアンパイア制で行わなければならない。UF1での規則変更は、用意された選択肢のみが使用され、大会またはステージが以下の制限に従うという条件で、規定20.3(d)(ii)に基づきWorld Sailingによって承認された。*

*1. フリート・サイズは最大25艇とする。*

*2. アンパイア船対艇の比率は最大1:5とする。ただし推奨される比率は1:3である。特に、能力が均衡したフリートのアンパイアを行う場合、またはコースの設定によってフリートが広いエリアに分散する場合に推奨される。*

*3. 主催団体が、最大のフリート・サイズまたは最大比率がこれらの限度を超える場合にUFの使用を望む場合には、事前にWorld Sailingの承認を得なければならない。申請は、*[*rules@sailing.org*](mailto:rules@sailing.org)*に送付すること。*

*これらの限度は、大会またはステージの開始時点のフリート艇数に適用される。主催団体またはレース委員会は、これらの限度を回避するために意図的に大会またはステージを操作することはしない。*

*フリートがこれらの限度を超える大会の主催団体は、「アンパイア・オブザーブ制」の使用を選択することができる。これに関する標準的な帆走指示書の文言は、www.sailing.org/racingrulesで入手できる。*

*本付則は、レース公示で言及され、すべての競技者が入手できるようにされた場合にのみ適用される。*

**UF1** 定義、第1章と第2章の規則、および規則70の変更

**UF1.1** 定義『**プロパー・コース』**に以下を追加する。

ペナルティーを履行している艇またはペナルティーを履行するために操船している艇は、**プロパー・コース**を帆走していない。

**UF1.2** 規則2に以下を追加する。

「**レース中**、艇は、アンパイアからのペナルティーの信号を受けなければ、ペナルティーを履行する必要はない」

**UF1.3** 新規則7を第1章に追加する。

7 最後の確かな点

アンパイアは、艇の状態または他艇との関係が変わったと確信を持つまでは、それらは変わっていないとみなす。

**UF1.4 *［任意の変更として、****損傷に対して得点ペナルティーを適用する場合には14.2を記入し、損傷を起こさなかった接触に対して得点ペナルティーを適用する場合には14.3を記入する。］*

規則14の本文を14.1に改め、以下を追加する。

14.2 損傷を引き起こす接触があった場合、または艇が規則14に違反し損傷が生じたとアンパイアが判定した場合、アンパイアは審問なしに、そのインシデントに関与したどの艇にも得点ペナルティーを課すことができる。このような場合に適用されるペナルティーは、最小でも[ポイント数を記入する]点である。

14.3 艇体の間に接触があった場合［もし適用される場合には、他の物体も記載］、アンパイアは、そのインシデントでペナルティーを課された艇に、審問なしに[得点数を記入する]点の得点ペナルティーを課すことができる。さらにアンパイアは、その接触の一因を作ったとみなした他の艇にも、[得点数を記入する]点の得点ペナルティーを課すことができる。

**UF1.5** 規則20が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。

(a) 「ルーム・トゥ・タック」については、風上の方向を繰り返しはっきりと指すこと。

(b) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上方向へ振ること。

**UF1.6** 規則70.1を次のとおり変更する。

規則70.3が適用される場合を除き、審問の**当事者**は、規則69に基づくプロテスト委員会の判決またはその手順に対してのみ各国連盟に上告することができる。ただし、認定された事実に対しては上告できない。

**UF1.7** 規則70.2を削除する。

**UF1.8** 試行規則

*[任意の変更]*

1. 定義『**マークルーム』**を以下のように変更する。

**マークルーム**　　　艇が求められた側で**マーク**を回航または通過するために、**プロパー・コース**より離れて帆走しないための**ルーム**。

*[任意の変更]*

1. 規則13を削除する。

*[任意の変更]*

1. 規則17を削除する。

**UF2 他の規則の変更**

**UF2.1** [2つの選択肢から1つ選択すること]

*[規則28違反に対するペナルティーをアンパイアが課すことができる場合の選択肢]*

規則28.2を以下のとおり変更する。

**28 コースの帆走**

**28.2** 艇は、次の**マーク**を回航し終えていないか、または**フィニッシュ**するためにフィニッシュ・ラインを横切っていない場合に限り、**コースの帆走**の誤りを正すことができる。

または

*[規則28違反に対するペナルティーをアンパイアが課せない場合の選択肢]*

*規則UF3.4(c)、規則UF3.4(b)、UF5.2(a)、UF5.9の規則28に関する記載を削除する。*

**UF2.2** [マークとの、乗員または艇体の接触のみを禁止するように規則31を変更する場合の選択肢]

規則31を次のとおり変更する。

**31 マークとの接触**

**レース中**、乗員または艇体[適用する場合には、艇体以外の物体を記入する]のいかなる部分も、次のいずれかの**マーク**と接触してはならない。

・**スタート**前のスタート・**マーク**

・帆走中のコースのレグの起点、境界もしくは終点となる**マーク**

・フィニッシュ後にフィニッシュ・**マーク**

さらに、**レース中**、艇は**マーク**を兼ねるレース委員会船に接触してはならない。

**UF2.3** *[その大会における前のステージで付則Pが使用された場合に、付則Pを削除するための選択肢。大会全体で付則UFを使用する場合には、削除する。]*

規則P1からP4は適用されないものとする。

**UF3 水上での抗議とペナルティー**

**UF3.1** 規則44.1を以下のように変更する。

「**レース中**に、1件のインシデントで1つかそれ以上の第2章の規則（その艇が傷害または重大な損傷を引き起こした場合の規則14を除く）、規則31または規則42に違反したかもしれない艇は、ペナルティーを履行することができる。ただし、

(a) 艇が同一のインシデントで第2章の規則と規則31に違反した場合、規則31違反によるペナルティーを履行する必要はない

(b) その艇が傷害や重大な損傷を引き起こしたり、違反により、ペナルティーを履行したとしてもそのレースまたはシリーズにおいて明らかに有利となった場合には、その艇のペナルティーはリタイアすることでなければならない。」

**UF3.2** 規則44.2におけるペナルティーとは、次のいずれかを選んで記入[『１回転ペナルティー』]または[『２回転ペナルティー』]である。

*[別のペナルティーが適用される場合の代替選択肢]*

[ペナルティーの説明を記入する]。

**UF3.3 艇による水上での抗議とペナルティー**

(a) **レース中**、艇は自らが関与したインシデントに対して第2章の規則（規則14を除く）に基づき、または規則31もしくは規則42に基づき、最初の妥当な機会に［旗の説明を記入する：赤、Y、その他］旗を目立つように掲揚することにより他艇を抗議することができる。旗は、そのインシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行する前、またはその後もしくはアンパイアの判定後の最初の妥当な機会に降下しなければならない。

(b) 規則UF3.3(a)の規定に従って抗議する艇には、審問を受ける資格はない。その代わり、インシデントに関与した艇は、自発的にペナルティーを履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようなどの艇にも、ペナルティーを課すことができる。

**UF3.4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議**

(a) 艇が以下のいずれかの場合、

(1) 規則31に違反し、ペナルティーを履行しない。

(2) 規則42に違反した。

(3) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利になった。

(4) スポーツマンシップの違反を犯した。

(5) 規則UF3.6に従わない。

アンパイアは、他艇による抗議なしに、規則UF3.5(b)、またはUF3.5(c)に従って信号を発することにより、ペナルティーを課すことができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確に履行したために規則UF3.4(a)(5)に基づきペネルティーを課された場合、元のペナルティーは取り消される。

(b) 自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告を基に、艇が、規則UF3.6または規則28、または規則UF3.3(a)に挙げられた規則、以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則60.1に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則14違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

(c) [規則28違反に対するペナルティーをアンパイアが課すことができる場合の選択肢] 艇が規則UF2.1(規則28.2)に従わない場合、アンパイアは規則UF3.5(c)に基づきその艇を失格としなければならない。

**UF3.5 アンパイアの信号**

アンパイアは、以下のとおりに判定の信号を発する。

(a) 長音1声と共に掲揚する緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。

(b) 長音1声と共に掲揚する赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。

(c) 長音1声と共に掲揚する黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。

**UF3.6 ペナルティーが課された場合**

(a) 規則UF3.5(b)に基づきペナルティーを課された艇は、ペナルティーを履行しなければならない。

(b) 規則UF3.5(c)に基づき失格とされた艇は、もはや**レース中**ではない。速やかにコース・エリアを離れなければならない。

**UF4 レース委員会の処置**

**UF4.1** *[レース委員会がフィニッシュ・ラインにおいて結果を提示する場合の選択肢]*

レース委員会は、フィニッシュ・ラインにおいて競技者に各艇のフィニッシュ順位または得点記録の略語を通知する。これを行った後レース委員会は、速やかに音響１声とともにB旗を掲揚する。B旗は少なくとも2分間掲揚され、その後音響１声とともに降下される。レース委員会が、フィニッシュ・ラインにおいてB旗掲揚中に通知した得点情報を変更する場合には、音響1声とともにL旗を掲揚する。B旗は、変更が行われた後少なくとも2分間、掲揚を続ける。

*[レース委員会がフィニッシュ・ラインにおいて結果を提示しない場合の代替選択肢]*

艇のフィニッシュ後、レース委員会は競技者に結果を*［結果の連絡方法を記入］*により通知する。

**UF5 抗議、救済または再開の要求、上告、その他の手続き**

**UF5.1** アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

**UF5.2** 以下のいずれかを行おうとする艇は、

(a) 規則UF3.6または規則28、または規則UF3.3(a)に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する

(b) 損傷または傷害を引き起こした接触があった場合に、規則14に基づき他艇を抗議する

(c) 救済を要求する

赤色旗の掲揚やプロテストの声掛けをする必要はなく、下記の方法でレース委員会に通知しなければならない。

*[レース委員会がフィニッシュラインで結果を掲示する場合の選択肢]*

B旗の掲揚前または掲揚中にレース委員会に声かけする。

*[レース委員会がフィニッシュラインで結果を表示しない場合の選択肢]*

[艇がレース委員会に抗議または救済要求の意思をどのように伝えるか、およびレース委員会にその意思の通知をするための締切り時刻を記述する。］

**UF5.3** レース委員会は、規則UF5.2に基づき伝えられた抗議または救済要求について、プロテスト委員会および抗議された艇に速やかに通知する。

**UF5.4** [選択肢1] レース委員会が艇を抗議することはない。

[選択肢2] レース委員会は、規則[規則を記入する]に基づく場合を除いて、艇を抗議することはない

[選択肢3] プロテスト委員会は、規則60.1に基づき艇を抗議することができる。ただし、規則UF3.6、規則28、規則UF3.3(a)に挙げられた規則、または損傷や傷害がない場合の規則14の違反に対しては、艇を抗議することはない。

**UF5.5** テクニカル委員会が規則60.1に基づいて抗議するのは、艇または個人装備が、クラス規則、規則50、または大会の装備規定に適合していないと判断した場合のみである。

**UF5.6** 規則UF5.2に規定された抗議締切時刻は、規則UF5.4およびUF5.5に基づく抗議にも、それが認められている場合、適用される。正当な理由がある場合には、プロテスト委員会はその時間を延長しなければならない。

**UF5.7** 審問

規則69.2に基づく審問を除き、

(a) 抗議および救済要求は書面である必要はない。

(b) プロテスト委員会は、適切と考える方法で当事者に通知し、審問の予定を決めることができ、口頭でこれを伝えることができる。

(c) プロテスト委員会は、適切と考える方法で証言を取り、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。

(d) 1艇または複数の艇の得点を変更するプロテスト委員会の判決は、全ての艇に伝達されなければならない。

**UF5.8** 規則60.5を削除し、次のとおり変更する。

プロテスト委員会は、艇がある規則に違反し、それが免責されないと判断した場合、失格以外のペナルティーを課すことができる（ペナルティーを課さないことを含む）。艇がレース中でないときに規則に違反した場合、プロテスト委員会は、ペナルティーをそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに適用するか、または他の調整を行うかを決定しなければならない。

**UF5.9** 規則63.7(b)を「審問の**当事者**は、審問の再開を要求することはできない」に変更する。

**UF5.10** *[主催団体またはレース・オフィシャルの行為に対して救済が与えられない場合に使用する選択肢]*

規則61.4(b)(1)を削除する。